

学会名	環境アセスメント学会 (任意団体)			環境法政策学会 (任意団体)			環境経済・政策学会 (任意団体)			環境科学会 (公益社団法人)			環境情報科学センター (一般社団法人)		
関係規定	規程:	学会規約、環境アセスメント学会役員選挙に関する規定 (理事会議決、総会承認)		学会規約、理事候補者および監事候補者の選出に関する規程、(電磁的選挙方法の細則案 (2022.6.18 施行))		学会会則第7条、役員の出選に関する細則		学会定款、細則、理事・監事候補者選出規程		環境情報センター定款、理事会内規、					
役員区分	項目	内容	備考	内容	備考	内容	備考	内容	備考	内容	備考	内容	備考		
会長 (理事長)	任期	2年 (補欠又は補充により選任された役員等の任期は、それぞれ前任者の残任期間)		2年 (補欠の場合、前任者の残任期間とする。)		2年		2年 選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時まで。ただし補欠により選任された役員の場合は、前任者の任期の満了する時まで。		2年 選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時まで。ただし補欠により選任された役員の場合は、前任者の任期の満了する時まで。		2年 選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時まで。ただし補欠により選任された役員の場合は、前任者の任期の満了する時まで。			
	再任:	再任を妨げない		理事長(会長)の任期は1期2年とし、再任を妨げない。		会長の任期は1期2年とし、再任を認める。ただし、連続としての任期は4年まで、役員任期は通算して8年まで。		会長:再任を認める。		理事長:再任を認める。					
	選挙:	<b>候補者:</b> 1 正会員のうち、自ら候補者として届け出た者  2 正会員5名以上が本人の同意を得て推薦し、候補者として届け出た者	(役員選挙規定 7条)  参考: 第15回理事会 会長選挙候補者に関する要領 (2003)(※2)	<b>候補者:</b> 理事		<b>候補者:</b> 理事		<b>候補者:</b> 理事		<b>候補者:</b> 理事会の決議によって、理事の中から選定		<b>候補者:</b> 理事会の決議によって、理事の中から選定  (候補者は事務局提案)			
		<b>投票:</b> ①候補者の氏名、所属、略歴及び所信を付した書面を、投票用紙とともに選挙資格者に送付 ②期間の末日までに選挙管理委員会に到達した投票用紙による投票を有効投票とする ③選挙管理委員会により開票、選挙結果は理事会に報告 (通信投票の候補者が2名を下回るときは、有効投票の過半数を得なければならない)	(役員選挙規定 8条)	<b>投票:</b> 理事会において互選		<b>投票:</b> ①理事が投票 ②最高得点者が当選、得票同数の場合は、選挙管理委員会の抽選によって決定 ③選挙管理委員会により開票		<b>投票:</b> ①理事が投票		<b>投票:</b> ①理事が投票		<b>投票:</b> ①理事が投票			
	会長選挙の方法	通信投票、(緊急やむをえない場合は、総会における選挙)	(役員選挙規定 6条)	理事による投票	理事会で投票	理事による投票 (総会の承認については規定なし)	理事会で投票	理事会において投票		理事会において投票					
副会長	副会長	2名、会長が指名		理事の中から、会長が指名		理事の中から、会長が指名		理事会の決議によって、理事の中から選定		副会長はしていない					
理事	人数:	25名以内 (会長、副会長を含む)		35名以内 (会長を含む)	(学会規約 9条)	35名以内 (会長を含む)		15名以上20名以内 (1名会長、3名副会長を含む)		10名以上20名以内 (1名理事長を含む)					
	任期:	2年		2年		2年		2年		2年					
	再任:	再任を妨げない。		再任を妨げない		再任を認めるが、連続しての任期は6年まで (連続3期役員を経験した者は、次の1期役員選挙の被選挙権が停止される。)		再任を認める		・選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時まで。ただし補欠により選任された役員の場合は、前任者の任期の満了する時まで。 ・再任は妨げないが、原則として連続での再任は3期まで。ただし、理事及び監事が理事長若しくは常務理事に選任された場合は、理事若しくは常務理事としての再任に限り、選任時から原則として3期を超えない範囲で再任を認める。 ・なお、理事及び監事は、70才前後を目安として退任するものとする。	内規				
	選挙:	<b>候補者:</b> 正会員 全員 (立候補不要)  A. <b>会長を除く理事定数の半数以上で、理事会の定める員数の理事</b> 正会員のうちから第3条の選挙資格者による通信投票によって行う  B. <b>その他の理事</b> 理事会が通信投票の結果選出される理事 (A.参照) の専門分野、地域その他の事情を勘案して推薦する候補について、 <b>総会において選挙</b> を行う。	(役員選挙規定 10条)  (会長・事務局から候補者を提案)	<b>候補者:</b> A,B の候補者を理事会が総会に付議  A. ・3名の正会員 (本人を除く) により推薦を受けた正会員および理事会が推薦した正会員の中から投票により20名を選出  B.理事会が推薦する10名程度の理事候補者は、選挙の結果をみて、所属機関、地域及び研究分野の均衡等、多様性を考慮して、 <b>理事会で選出</b> する。	(選出規定 第1)  (選出規程 第3)	<b>候補者:</b> A.正会員 全員 (立候補不要)  A. <b>23名:</b> 正会員のうちから選挙により選出する  B. <b>その他の理事 (12名以内):</b> A で当選した理事が、所属機関及び地域が偏しない様に、正会員内から12名以内を選出する。	(細則第3条)  (細則第3条)	<b>候補者:</b> 正会員、賛助会員。(※参照) A.正会員3名以上による推薦を受けた正会員、または理事会により推薦を受けた正会員  A. <b>候補者について正会員により投票、上位10名を理事候補者として選出</b> 総会において選任 (※参照)  B.投票により選出された理事候補者の専門領域、所属機関の地域等を勘案して、10名程度の理事候補者を選定。 <b>総会で選出</b> 。	理事・監事候補者選出規程	<b>候補者:</b> 正会員  A. 正会員から総会の決議により (候補者から) 選任  ・理事の選出は、正会員約100名あたり1名程度 (10名以上20名以内) とする。 ・候補者については、理事会が候補者を正会員の中から推薦、(理事会では、事務局提案により候補者を決定)。					
	常務理事	理事会において互選、12名以内	(規約 17条)	理事の中から、会長が指名		理事の中から、会長が指名		・理事のうち、総務担当理事及び財務担当理事をもって、一般法人法に規定する「業務執行理事」とする ・理事会の決議によって、理事の中から選定		・理事のうち、2名以上5名以内。常務理事をもって、一般法人法に規定する「業務執行理事」とする ・理事会の決議によって、理事の中から選定 候補者は事務局提案					
選挙の手段	A.理事の選挙: 通信投票  ①正会員の氏名、所属を記した書面を、投票用紙とともに選挙資格者に送付  ②期間の末日までに選挙管理委員会に到達した投票用紙による投票を有効投票とする (5名まで連記可能)	(役員選挙規定 11条、会長に関する選挙条項を準用)  ・5名連記可能とする (第8回理事会 (2003年12月4日) での決定。(※1))	A.理事の選挙: 電子投票  ①投票は5名連記、  ②得票同数の場合は、選挙管理委員会の抽選によって決定	規程 第2	Web選挙投票 (会員ID、パスワードによりログイン)  ①投票は5名連記、  ②最高得点者から順次23名を当選者とする。得票同数の場合は、選挙管理委員会の抽選によって決定		電子投票 (または郵送による投票) (※参照) 学会連絡先としてメールアドレスの登録者については、Web投票、ない場合は、投票用紙による投票 ①A. 理事会は推薦があった候補者の専門領域、所属機関の地域等を勘案し、必要と認められれば、理事会推薦の理事候補者を選定 (追加) し、正会員に送付してWebあるいは投票用紙の郵送による投票 (この際、推薦母体は表示しない) 投票は5名連記 ②A. 投票結果に基づき上位の得票を得た者から順次10名の理事候補者を選出。 B.別に、投票により選出された理事候補者の専門領域、所属機関の地域等を勘案して、10名程度の理事候補者を選定。	候補者の選定方法	総会において投票 (1名ずつ採決、選出)  (理事候補各人について採決、選出)						

		③選挙管理委員会により開票、選挙結果は理事会に報告	B.に示す理事候補の選出方法(第8回理事会(2003年12月4日)での決定。(※1))	③選挙管理委員会により電子投票		③選挙管理委員会により開票		③これらの理事候補者を総会に提案、選任			
監事	人数:	2名		若干名	2名(2023年6月24日現在)	2名 選挙は立候補によらない(正会員 全員 候補)		2名		2名以上3名以内	
	任期:	2年		3年		2年		2年		2年	
	再任:	再任を妨げない。		再任を妨げない。		再任を認めるが、連続しての任期は6年まで		再任を認める		・選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時まで。ただし補欠により選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時まで。 ・再任は妨げないが、原則として連続での再任は3期まで。 ・なお、理事及び監事は、70才前後を目安として退任するものとする。	
	選挙	理事会が正会員のうちから推薦する候補者について、正会員の通信投票により選出 やむを得ない場合は、総会で選挙を行うことができる。	(役員選挙規定 12条)	理事会の選出により総会に付議  総会において選出	(選出規程 第4)	正会員のうちから正会員による選挙で選出。 ①投票は2名連記 ②理事に選出されたものを除く最高得点者から順次2名を当選者とする。得票同数の場合は、選挙管理委員会の抽選によって決定 ③選挙管理委員会により開票		A. 正会員及び賛助会員から総会において(候補者から)選任  ①理事会候補者選挙に合わせて、2名の監事候補者について正会員による信任投票を実施 ②信任を受けた監事候補者について総会に提案、選出	候補者の選定方法	A. 正会員から総会において(候補者から)選任  候補者については、理事会が候補者を正会員の中から推薦(理事会では、事務局提案により推薦者を決定。)	
選挙の方法	通信投票	(役員選挙規定 12条)	(電磁的投票による選挙Web)		Web選挙投票(会員ID、パスワードによりログイン) 理事選挙と同時に実施		電子投票(または郵送による投票)(※参照) 学会連絡先としてメールアドレスの登録者については、Web投票、ない場合は、投票用紙による投票		総会において投票(1名ずつ採決、選出)	(監事候補各人について採決、選出)	
参考、注	<p>※1 第8回理事会議事録より</p> <p>審議事項 1. 選挙管理委員会の設置及び選挙の日程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>投票は会長候補1名を、理事候補については5名以内の投票を有効とする。</li> <li>理事については投票により定員の半数以上(12名)を選び、残りは理事会推薦で決める。</li> </ul> <p>※2 第15回理事会議事録より</p> <p>審議事項 次期役員選挙の件</p> <p>(2)会長選挙候補者に関する要領</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会員5名以上が、本人の同意を得て、候補者を推薦できる場合の手続きは次のとおりとすることが審議され、承認された。</li> </ul> <p>①候補者を推薦しようとする会員は、書面(署名・捺印)をもって選挙管理委員会(以下「委員会」という)が定めた期日までに、委員会の定めた場所に推薦書を提出しなければならない。この場合到達をもって、提出したものとする。</p> <p>②委員会は、前項の推薦の書面を受理したときは、速やかに被推薦者たる会員に候補者となる意思があることを書面によって確認し、また、経歴・所信表明その他会員の投票に際する判断に資するため必要とする事項の提出を求めなければならない。</p> <p>③前項による意思の確認が、委員会の定めた期日までに得られなかったときは、①項による推薦の効力はなかったものとみなす。</p>			電磁的選挙方法の細則案 ア. 電子媒体を用いた投票については、投票に際して、投票者本人が有権者であるかどうかを選挙管理委員会が確認するために投票の一連の流れの中で投票者を確認する措置をとるが、投票の秘密は厳守する。			※ 理事選出のプロセスの詳細(理事推薦募集の公告(2022))	公益社団法人環境科学会定款第13条(役員の選任)および理事・監事候補者選出規程			
								1) 理事候補者の推薦受け付けについての公告 2) 正会員による理事候補者の推薦(7月11日締切) 3) 推薦のあった理事候補者の名簿を、理事候補者推薦管理委員会から理事会へ送付。理事会は推薦があった候補者の専門領域、所属機関の地域等を勘案し、必要と認められれば、理事会推薦の理事候補者を選定(追加)し、その名簿を理事候補者推薦管理委員会に送付。 4) 正会員による推薦及び理事会による推薦による候補者の名簿(推薦母体は伏す)を理事候補者推薦管理委員会が作成し、正会員に送付してWebあるいは投票用紙の郵送による投票を求める(10月初旬頃に投票用紙を送付予定)。 5) 正会員のWebあるいは投票用紙の郵送による投票(11月下旬頃に締め切りの予定)。 6) 投票結果を理事候補者推薦管理委員会が集計し、理事会に報告。 7) 理事会は、A.投票結果に基づき上位の得票を得た者から順次10名の理事候補者を選出。B.別に、投票により選出された理事候補者の専門領域、所属機関の地域等を勘案して、10名程度の理事候補者を選定。これらの理事候補者の名簿を作成して総会(2023年3月予定)に提案			